

事務連絡
令和2年6月15日

都道府県
各 指定都市
中核市

民生主管部（局） 御中

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
就業子育て世代支援対策室
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る保育所等の保護者に向けた周知について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策のための子どもへの対応等については、既に各地域、保育所等において様々な取組を行っていただいているものと承知しています。

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による保育所等（※1）の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けているところです。

今般、この助成金・支援金については、令和2年6月30日までの対象期間を令和2年9月30日まで延長し、受付期間も令和2年12月28日まで延長するとともに、上限額等の引上げ（※2）を行うことになりました。

つきましては、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、該当する保育所等の保護者に対して当該助成金・支援金について周知されるよう、管下の保育所等に対

して周知いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し幅広く周知いただくようお願いいたします。

なお、保育所等から子どもの保護者の皆様へ連絡等される場合には、下記 HP も併せてご案内いただくなど、可能な範囲で周知にご協力いただくようお願いいたします。

（※1）保育所等の一覧

保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設（通所に限る）、児童自立支援施設（通所に限る）、認可外保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業、放課後等デイサービス、児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）、延長保育事業、短期入所サービスを行う施設、日中一時支援事業を行う施設、地域活動支援センター等

（※2）小学校休業等対応助成金

4月1日以降の支給対象日（有給の休暇を取得した日）について、1労働者につき、1日当たりの支給上限額を8,330円から15,000円に引上げ
小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

4月1日以降の支給対象日（仕事を取りやめた日）について、1日当たりの支給額を4,100円から7,500円に引上げ

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金：

職業生活両立課 電話：03-5253-1111（内7866）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）：

就業子育て世代支援対策室 電話：同上（内7929）